

令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和5年5月9日（火） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 4名

事務局 長 小松崎 佳之

事務局次長 浅海 一洋

再 任 用 小川 史江

会計年度任用職員 石川 美樹

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農用地利用集積計画について	1件
議案第3号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	1件
議案第4号	令和4年度最適化活動の点検・評価（案）について	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	6件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	5件
報告第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	2件

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、
2番、奥山喜和子委員、
3番、古川和昭委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は3班です。
川村誠司班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長 議長
浅海 議長 5番、川村誠司班長
川村 班長 3班の現地調査の報告をいたします。
4月28日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員3名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について1件、
農用地利用集積計画について1件、相続税の納税猶予に係る特例農地等の
利用状況の確認について1件の計3件です。
3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご
審議のほど、よろしくをお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で3班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、を
議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長
浅海 議長 浅海次長
浅海 次長 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、をご説明いた
します。
申請地は、畑1筆、面積1,215平方メートルです。
転用計画は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。
申請理由は、譲渡人は、体調不良により管理に苦慮していたこと、また、
譲受人は太陽光発電を主たる事業の一つとしており、当該地の日照条件も
良く太陽光発電事業に適していたことから、さらなる事業拡大を図るため

計画したもので、転用計画は適当であるものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水等を敷地内自然浸透させ、隣地への流出を抑制します。

農地区分は、ガス及び水道管が埋設された幅員4メートル以上の道路に隣接し、半径500メートル以内に教育施設等が二つ以上あることから、第3種農地に該当します。

資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、譲渡人は、該当地に仮設トイレを設置していたことから、顛末書が提出されておりますが、それ以外の違反行為などなかったことを鑑み、信用に問題はないものと思われます。

以上です。

浅海 議長
濱田 委員
浅海 議長
濱田 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

濱田光一推進委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、を報告いたします。

4月28日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積1,215平方メートルの普通畑です。転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、定期的な管理の頻度について、雑草の管理等は近隣に被害等の出ないように小まめな管理を行うよう要望しました。次に、周囲を囲むネットフェンスの強風に対する強度、また、太陽光パネルの反射による近隣への影響について確認したところ、特に問題はないとのことでした。次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書及び転用事実確認証明願を提出するとともに、地目変更を行うこと。次に、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。最後に、道路河川管理課、道路河川整備課、開発指導室から提出された意見書を手渡しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、を議題といたします。

浅海 議長 会議規則第10条の規定に基づき、濱田光一推進委員の退席を求めます。

(濱田委員退席)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

浅海 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積7,197.9平方メートルの農地に新たに賃借権による5年間の利用権を設定するものです。

権利の設定を受ける者は、市内の農業者が令和4年12月に設立した法人で、市内に約4.2ヘクタールの農地を耕作しています。また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

浅海 議長 8番、熊谷弘和委員

熊谷 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、を報告いたします。

現地は、畑2筆、合計面積7,197.9平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長 濱田光一推進委員の除斥を解きます。

(濱田委員着席)

浅海 議長 続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

浅海 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、をご説明いたします。

本案につきましては、船橋税務署長より、20年間の営農継続により納税猶予が確定する農地等の利用状況についての確認依頼があったものです。

農業委員会は現地を調査し、税務署へ回答することとなっています。

なお、税務署への回答期限は、令和5年6月19日です。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

石原 委員 議長

浅海 議長 6番、石原和弘委員

石原 委員 議案第3号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、を報告いたします。

本件は、中沢地区のファイターズ鎌ヶ谷スタジアムの北西に位置し、施設園芸用地及び普通畑として適切に耕作されていました。

自ら所有し、自ら農地として使用しておりましたので問題はないものと判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第4号令和4年度最適化活動の点検、評価(案)について、を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

小川再任用 議長

浅海 議長 小川再任用

小川再任用 議案書の別冊をご覧ください。

議案第4号令和4年度最適化活動の点検・評価(案)について、をご説明いたします。

本件は、農林水産省経営局長通知に基づき設定した農業委員会、及び推進委員の活動について点検・評価を行うものです。

1の最適化活動の成果目標につきましては、(1)農地の集積目標10パーセントに対して、実績は3.5パーセントと目標を達成できませんでした。次に(2)遊休農地の発生防止・解消につきましては、緑区分の解消目標面積0.6ヘクタールに対し、実績は0パーセントでした。また、黄区分の解消のための工程表の策定につきましては、市、JA及び農業事務所と解消に向けた意見交換を行いました。工程表は策定しておりません。次に(3)新規参入の促進につきましては、農地所有者の同意を得る農地面積の目標0.2ヘクタールに対して、実績は0.3ヘクタールと目標を上回りました。

続きまして、最適化活動の活動目標につきましては、9月、10月及び11月と3か月の強化月間を実施いたしました。次に、新規参入相談会への参加につきましては、10月に新規就農相談会を実施いたしました。

以上を踏まえ、農業委員会の目標の達成状況、及び推進委員の目標の達成状況は、農林水産省経営局農地政策課長通知の目標の達成状況の評語の適用方法により集計した結果、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

浅海 議長 それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。

議案第4号について、事務局説明のとおり決定することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第4号は可決されました。

浅海 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第4号までを事務局から報告願います。

浅海 次長 議長

浅海 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の6ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

議案書7ページから8ページまでをご覧ください。

報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について6件、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について5件の合計11件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書9ページから10ページまでをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、会長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長 以上で、令和5年鎌ヶ谷市農業委員会第5回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 5年 6月 9日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭